

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社大林組

業者の住所：東京都港区港南2丁目15番2号

2 指名停止措置期間：令和8年6月12日から令和8年7月11日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県

4 事実概要

同社は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行った。

この件について、当該業者及び当該業者の社員2名は、令和8年3月24日付で鯉沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	